

○衛生上必要な措置基準

項目	基 準
清潔の確保	皮膚に接する布片及び器具は、清潔に保つこと。 (法9(8)条1号)
消毒を要する器具等	<p>【消毒を要する器具】</p> <p>1 皮膚に接する布片</p> <p>2 皮膚に接する器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけとり、かみそり等）</p> <p>※皮膚に接する布片は客1名ごとにこれを取り替え、皮膚に接する器具は客1名ごとにこれを消毒すること。 (法9(8)条2号)</p> <p>【消毒方法（施行規則25条）】</p> <p>1 かみそり（頭髪切断専用のものを除く。）及びかみそり以外の器具で血液が付着しているもの（疑いのあるものを含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 煮沸消毒（沸騰後、2分間以上煮沸） ② エタノール消毒（76.9～81.4%水溶液に10分間以上浸す。） ③ 次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。） <p>2 1記載以外の器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 紫外線消毒（85 μW以上/cm², 20分間以上照射する。） ② 煮沸消毒（沸騰後、2分間以上煮沸） ③ 蒸気消毒（80°C以上の湿熱に10分間以上触れさせる。） ④ エタノール消毒（76.9～81.4%水溶液に10分間以上浸す又は当該水溶液を含ませたガーゼ等で表面を拭く。） ⑤ 次亜塩素酸ナトリウム消毒（0.01%以上の水溶液に10分間以上浸す。） ⑥ 逆性石鹼消毒（0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。） ⑦ グルコン酸クロルヘキシジン消毒（0.05%以上の水溶液に10分間以上浸す。） ⑧ 両性界面活性剤消毒（0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す。）
作業着	洗浄済の作業衣を着用すること。 (条例3条1号)
手指消毒	手指の爪は常に短くし、客1人ごとに手指を消毒すること。 (条例3条2号)
顔そり用（理容）毛そり用（美容）石けん液	客1人ごとに新しいものに取り替えること。 (条例3条3号)
その他	衛生上有害となるおそれのない医薬品、化粧品その他これに類するものを使用すること。 (条例3条4号)

法：理・美容師法
施行規則：理・美容師法施行規則
条例：理・美容師法施行条例